

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

池田市長 瀧澤 智子

市町村名 (市町村コード)	池田市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	木部地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は450年余りの歴史と伝統を誇る植木産業が盛んな地域である。苗木から中成木、盆栽に至るまであらゆる樹種がそろい、関西における植木の生産・流通の中心的な役割をになっている。しかし、高齢化や植木産業の減退により耕作者が減少しており、10年後には山にある農地を中心に90%が遊休農地となることが懸念されるため、担い手を確保していく必要がある。また、植木の生産だけでは生活が成り立たず、造園業など自営業、兼業農家がほとんどである。
立地・地形が悪く、お米などの植木以外で収入を得る作物の生産が困難である圃場が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

従来からの基幹作物である植木の産地としての生産量の維持を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を確保していく。そのために、官民連携による植木産業の新たな活用によって地域活性化を図り、植木産業の魅力を向上させ担い手を確保する。また、植木だけにこだわらず、新たな高収益作物や施設栽培の導入など経営の複合化も視野に入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

水利組合区域地図の木部地区内の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
所有者の意向を踏まえて、認定農業者や新規就農者の栽培面積の拡大、担い手への農地集積などについて検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地貸借について条件を満たす農地については農地中間管理機構の活用を必要に応じて検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の活用について今後の見通しがつき次第、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、必要な基盤整備について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、意向を踏まえながら担い手があれば、地域及び農業委員会などが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく仕組みづくりについて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

シカ被害防止ネットの配布
鳥獣被害防止対策事業へ補助金の交付